

1. 授業の概要(ねらい)

我々の生活は、必要な物を所有し、かつ、利用することによって成り立っている。このような物について成立する権利が「物権」であり、物権の発生・取得・移転・消滅に関する内容を規定しているのが、民法第二編の第一章から第六章までの「物権法」である。したがって、本講義では、物権を主な対象とし、その得喪変更(発生・変更・消滅)を中心として進めていきたいと考える。

2. 授業の到達目標

①物権の意義をはじめ、物権法上の諸権利、不動産・動産の物権変動、所有権、および、用益物権に関する理論的考察を行う。

②物権法の諸理論を消化しながら、実際の問題の解決を図っている「判例」にその理論を適用することによって、リーガルマインドを涵養することを目標とする。

3. 成績評価の方法および基準

①試験:100%、定期試験によって評価する。

②出席率が60%に達しないばあい、評価を行わない。

4. 教科書・参考文献

教科書

秋山靖浩=伊藤栄寿=大場浩之=水津太郎 『物権法』 日本評論社

近江幸治 『民法講義Ⅱ物権法』 成文堂

参考文献

松岡久和 『物権法』 成文堂

5. 準備学修の内容

大学における専門科目としての「物権法」を理解するために、予習と復習は不可欠である。講義の終了時には次回の範囲を告知するので、予習の上で講義に臨むのが望ましい。さらに、講義中に扱った判例については、その重要性に鑑み、判例全文の確認の上で、『民法判例百選I 総則・物権(第8版)』(有斐閣・2018年)または『民法1 総則 民法判例30!』(有斐閣・2017年)などの判例解説集から、論点を把握する。最後に、法律用語は一般用語とは異なり、重要な意味合いを内包しているので、学習の際には『法律用語辞典(第4版)』(有斐閣、2012年)、『法律学小辞典(第5版)』(有斐閣・2016)などを参照し、正確な意味を把握しておく。

6. その他履修上の注意事項

上記の教科書をベースとして講義を行うが、必修ではなく、他の定評のある、または自分に合う体系書および教科書を持参することも可能である。そして、講義中、法律条文を参考とする場合が多いので、できる限り、最新の六法を必携する。スマホやノートパソコンのような電子媒体も認めるものの、可読性のために紙媒体をすすめる。また、学習に無関係な電子機器の操作や私語は厳禁である。

7. 授業内容

- 【第1回】 ガイダンス:物権とは何か
- 【第2回】 物権法序説:物権の意義、種類、客体を中心として
- 【第3回】 物権の効力:物権の優先的効力、物権的請求権
- 【第4回】 物権変動総論:意思表示による物権変動(176条論)
- 【第5回】 不動産物権変動①:不動産物権変動の範囲
- 【第6回】 不動産物権変動②:177条にいう第三者の範囲(177条論)
- 【第7回】 不動産物権変動③:第三者の保護の問題と不動産登記
- 【第8回】 不動産物権変動のまとめ、明認方法(立木に関する検討を中心として)
- 【第9回】 動産物権変動①:動産物権変動とその対抗要件
- 【第10回】 動産物権変動②:即時取得(占有に関する公信力)
- 【第11回】 占有権:事実としての「占有」に認められる権利
- 【第12回】 所有権①:「所有権」に関する総論的検討
- 【第13回】 所有権②:特殊な所有権(所有者不明地に関する改正内容の検討を含め)
- 【第14回】 用益物権として、地上権・地役権・入会権の内容
- 【第15回】 理解度の確認(試験と質疑)